

# 固定資産税（償却資産）

## 申告の手引き

### 目次

- P1・・・申告から納税通知書交付までの流れ
- P2・・・償却資産とは
- P3・・・償却資産の申告について
- P4・・・少額資産の申告対象資産の取り扱いについて
- P5・・・償却資産の評価と税額の計算方法について
- P6・・・国税と固定資産税の主な違い
- P6・・・個人番号・法人番号の記載と取り扱い
- P7・・・その他
- P8・・・申告書の記載例



●龍ヶ崎市では、電算方式（eLTAX※や独自様式）で償却資産を申告されている個人・法人に対しては「申告書等」の送付は行っていません。申告書等の送付をご希望される場合は、お手数ですがご連絡ください。なお、申告書等は当市公式ホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます。

※eLTAXによるプレ申告については対応していませんのでご注意ください。

●申告書を郵送される方で、申告書（控）の返送が必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ・提出先

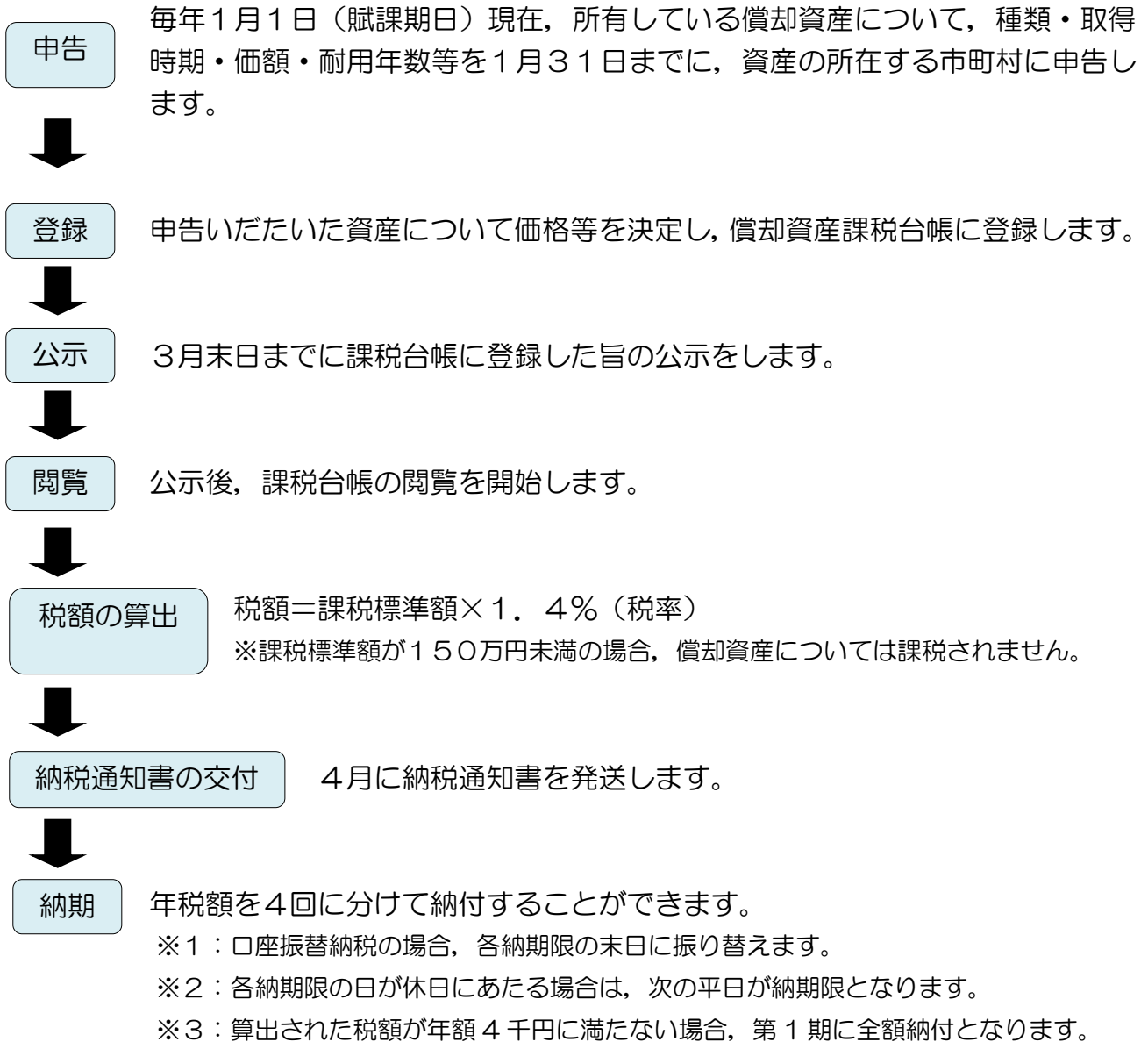
〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市役所 税務課 資産税グループ

TEL0297-64-1111（代）

## 申告から納税通知書交付までの流れ



期別	納期限
第1期	4月30日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	翌年2月末日

## 償却資産とは（地方税法第 341 条第 4 号）

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く）で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます。

ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となる車両は償却資産の対象にはなりません。

### 1. 資産の種類と主な資産の例示

資産の種類	資産の例示
1 構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等） ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備など
2 機械及び装置	太陽光発電設備、工作・土木・物品加工等の各種機械装置など
3 船舶	ボート、釣船、遊覧船、貨物船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0, 00～09 及び 000～099」、「9, 90～99 及び 900～999」の車両）、ゴルフカートなど
6 工具、器具及び備品	パソコン、複写機、机、応接セット、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、厨房設備、自動販売機など

### 2. 家屋と償却資産の区分

償却資産とは、「土地及び家屋以外の」事業の用に供することができる資産であるとされています。家屋に含めて評価する建築設備は、「家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるもの」とされています。

しかし、家屋の所有者以外の者（店舗のテナント等）によって当該家屋に取り付けられた付帯設備（内装・造作及び建築設備等）がこれを取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合、取り付けた者を所有者とし、償却資産として区分しますので申告が必要になります。

#### <家屋と償却資産の区分表（一例）>

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式	○			◎
電気工事	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
給排水設備	給排水設備	屋外設備・引込工事・特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	消化設備	消火栓設備・スプリンクラー設備	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

## 償却資産の申告について

### 1. 申告が必要な方

毎年、賦課期日（1月1日）現在、龍ヶ崎市内に償却資産を所有している方です。  
また次の方も申告が必要です。

- ア. 償却資産を借出している方
- イ. リース資産の場合
  - ①所有権移転リースの場合は、償却資産を使用している方
  - ②所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している方
- ウ. 割賦販売の場合は、原則として買主の方

※償却資産に異動がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の右下「備考」欄に「増減なし」と記入し提出してください。

※廃止、解散、合併、又は移転等をされた場合も、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の右下「備考」欄に「〇〇年〇〇月〇〇日（廃止・解散等）」と記入し、減少資産として提出してください。

### 2. 申告が必要な資産

毎年、賦課期日（1月1日）現在、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産のうち、税務会計上減価償却が認められる資産です。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象になります。

- ア. 建設仮勘定で経理されている資産
- イ. 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ. 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ. 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- オ. 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修がおこなわれている資産）
- カ. 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- キ. 道路運送車両法第3条にいう「大型特殊自動車」

※事業の用に供するとは、事業用として使用すること目的として所有する資産であり、未稼働の資産であっても事業用として所有する資産は償却資産の対象となります。反対に所有はしているが、将来においても使用することがなくなった資産は、事業の用に供しているとはいえず、用途廃止資産として申告する必要はありません。

### 3. 申告の対象とならない資産

次の資産は償却資産として申告の必要はありません。

- ア. 自動車税・軽自動車税の対象となる車両
- イ. 無形固定資産（ソフトウェア・特許権等）
- ウ. 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ①耐用年数が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満の償却資産を税務会計上「損金経理」したものの
  - ②取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上「3年間で一括償却」しているもの
- エ. 平成20年4月1日以降に締結された法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、所有者が資産を取得した際における取得価額が20万円のもの

### 4. 提出書類

- ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）
  - ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
  - ③種類別明細書（減少資産用）・・・減少資産がない場合は提出不要です。
  - ④その他お持ちいただく書類（個人番号・法人番号の記載と取り扱いをご確認ください）
- ※課税標準の特例を受ける資産がある場合は、その資産の認定書、証明書又はそのことが分かる書類を提出してください・・・申告初年度のみ

## 少額資産の申告対象資産の取り扱いについて

少額資産の取り扱いは次の表のとおりとなりますが、**少額であっても個別に減価償却することを選択した資産については固定資産税（償却資産）の対象となります。**

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外			
個別減価償却※1	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
3年一括償却	申告対象外	申告対象外		
中小企業特例※2	申告対象	申告対象	申告対象	
法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（平成20年4月1日以降に締結されたリース契約）	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象

※1：個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2：中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成30年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

## 償却資産の評価と税額の計算方法について

### 1. 償却資産の評価額の算出

償却資産の評価は、賦課期日（毎年1月1日）現在の評価額を、一品ごとに定率法による減価償却により評価額を求めます。

具体的には次の表のとおりです。

前年中に取得した資産	評価額＝取得価額×減価残存率表の「前年中取得のもの」(A) 欄
前年前に取得した資産	評価額＝前年の評価額×減価残存率の「前年前取得のもの」(B) 欄

### 2. 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
			19	0.943	0.886	37	0.970	0.940
2	0.658	0.316	20	0.945	0.891	38	0.970	0.941
3	0.732	0.464	21	0.948	0.896	39	0.971	0.943
4	0.781	0.562	22	0.950	0.901	40	0.972	0.944
5	0.815	0.631	23	0.952	0.905	41	0.972	0.945
6	0.840	0.681	24	0.954	0.908	42	0.973	0.947
7	0.860	0.720	25	0.956	0.912	43	0.974	0.948
8	0.875	0.750	26	0.957	0.915	44	0.974	0.949
9	0.887	0.774	27	0.959	0.918	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	28	0.960	0.921	46	0.975	0.951
11	0.905	0.811	29	0.962	0.924	47	0.976	0.952
12	0.912	0.825	30	0.963	0.926	48	0.976	0.953
13	0.919	0.838	31	0.964	0.928	49	0.977	0.954
14	0.924	0.848	32	0.965	0.931	50	0.977	0.955
15	0.929	0.858	33	0.966	0.933	51	0.978	0.956
16	0.933	0.866	34	0.967	0.934	52	0.978	0.957
17	0.936	0.873	35	0.968	0.936	53	0.978	0.957
18	0.940	0.880	36	0.969	0.938	以降省略		

(計算方法の例)

取得価額 100 万円 耐用年数 20 年の場合

1 年目の評価額の算出 1,000,000 円×0.945 (A 欄の減価残存率) = 945,000 円

2 年目の評価額の算出 945,000 円 (1 年目の評価額) ×0.891 (B 欄の減価残存率) = 841,995 円

3 年目の評価額の算出 841,995 円 (2 年目の評価額) ×0.891 (B 欄の減価残存率) = 750,217 円

※評価額が取得価額の 5%になるまで前年の評価額に減価残存率を乗じ計算します。

## 国税と固定資産税の主な違い

項目	国税	固定資産税
償却計算の期間	事業年度	歴年
減価償却の計算方法	定率法又は定額法の選択	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認めている	認めていない
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認めている	認めていない
増加償却（法人税法・所得税法）	認めている	認めている
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費※	原則区分評価	区分評価

※償却資産の改良の為に支出した金額（資本的支出）は、本体部と区分して申告をお願いします。この場合、改良費の耐用年数は本体と同じ耐用年数になります。

## 個人番号・法人番号の記載と取り扱い

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「3 個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記載をお願いします。

申告の際は、番号法に定める本人確認資料（番号確認資料＋身元確認資料）をお持ちください。また郵送で申告される場合は本人確認資料の写しを同封してください。

※法人の場合、本人確認書類の提出は必要ありません。

※eLTAX（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の提出は必要ありません。

### 1. 個人番号と申告書の取り扱い

※個人番号の記載がない場合でも申告書は有効なものとして受付いたします。

また、個人番号の記載があった場合でも、本人確認の書類不足等で本人確認ができない場合は、個人番号の記載は無かったものとして取り扱います。

### 2. 申告の際にお持ちいただくもの

本人が申告書を提出する場合	
番号確認資料	個人番号カード・通知カード・住民票（個人番号記載）
身元確認資料	個人番号カード・運転免許証・パスポート など

※個人番号カード（表裏）がある場合は番号及び身元確認の書類となります。

代理人が申告書を提出する場合	
本人の番号確認資料（写し）	本人の個人番号カード・本人の通知カード・住民票（個人番号記載）
代理人の身元確認資料	個人番号カード・運転免許証・パスポート・税理士証票 など
代理権確認資料	委任状・税務代理権限証書 など

※個人番号カード（表裏）がある場合は番号及び身元確認の書類となります。

## そ の 他

### 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、申告内容の確認の為、お電話での確認や資料の提供をお願いする場合がありますのでご協力ください。(地方税法 403 条第 2 項)

また、法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことがあります。(地方税法第 354 条の 2)  
なお、調査に伴い修正申告をお願いする場合がありますのでご理解をお願いします。

### 過年度への遡及等について

調査による申告内容の変更や、修正申告による賦課決定に際しては、現年度だけではなく、その対象となる資産の取得された年度まで遡及して課税します。(地方税法第 17 条の 5 第 5 項に規定により 5 年度分)

なお、過年度に遡及して追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますのでご了承ください。

### 不申告・虚偽の申告をされた場合等について

申告すべき事項について虚偽の申告をした者又は正当な理由がなく申告しなかった場合は、罰金又は過料が科されることがあります。(地方税法第 385 条・第 386 条)



<償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載例>

申告年度を記入

3 個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入。

4 具体的な事業種目及び資本金の額を記入。

5 事業を開始した年月を記入。

1及び2 所有者住所・氏名・電話番号を記入し押印してください。

取得価額（イ）（ロ）（ハ）（ニ）  
取得価額を資産の種類毎に  
前年前取得（イ）  
－前年中減少（ロ）  
＋前年中取得（ハ）  
＝計（ニ）  
を計算し記入してください。

評価額（ホ）・決定価格（ヘ）・課税標準額（ト）  
・1品毎に減価償却し評価額を求め、資産の種類毎に合計の評価額（ホ）を記入してください。  
・通常、評価額（ホ）・決定価格（ヘ）・課税標準額（ト）は同じ金額になります。ただし課税標準の特例を受けている資産がある場合は、特例率を反映した金額が課税標準額となりますのでご注意ください。

年度  
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印 年月日 龍ヶ崎市長 殿

所有者住所  
1 住所 (ふりがな) 茨城県龍ヶ崎市3710番地 (電話 0297-64-1111)  
(又は納税通知書送達先)  
2 氏名 (ふりがな) りゅうがさしやくしよ 龍ヶ崎市役所 株式会社 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 代表取締役 龍ヶ崎 太郎 (印) (屋号)

3 個人番号又は法人番号  
4 事業種目 (資本等の金額) 建設業 ( 1,200百万円)  
5 事業開始年月 昭和29年 3月  
6 業種区分  
7 税理士等の氏名 崎 花子 (電話0297-64-1111)

8 短期耐用年数の承認 有( ) 無( )  
9 増加償却の届出 有( ) 無( )  
10 非課税該当資産 有( ) 無( )  
11 課税標準の特例 有( ) 無( )  
12 特別償却又は圧縮記録 有( ) 無( )  
13 税務会計上の償却方法 (定額・定率) 有( ) 無( )  
14 青色申告 有( ) 無( ) 用( )

資産の種類	取得価額			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	10,000,000	3,000,000	5,000,000	12,000,000
2 機械及び装置	20,000,000	5,000,000	7,000,000	22,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	20,000,000	4,000,000	9,000,000	25,000,000
7 合計	50,000,000	12,000,000	21,000,000	59,000,000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物	8,230,000	8,230,000	8,230,000
2 機械及び装置	11,500,000	11,500,000	11,500,000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	12,300,000	12,300,000	12,300,000
7 合計	32,030,000	32,030,000	32,030,000

所有者コード  
15 市内における事業所等、資産の所在地 ① 龍ヶ崎市3710番地  
16 借用資産 貸主の名称等 (有) (無)  
17 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家  
18 備考(添付書類等)

6及び7 応答する方の氏名・電話番号を記入。

8～14 該当する方に○をつけてください。

15 龍ヶ崎市内の事業所や資産の所在地を記入。

16 借用資産の有無、また「有」の場合はその貸主を記入。

17 該当する方に○をつけてください。

18  
・前年中の資産に異動がない場合は「増減なし」と記入。  
・課税標準の特例を受ける資産がある場合は、特例名称等を記入。  
・商号変更した場合は新旧の法人名を記入。  
・解散・閉鎖の場合はその年月日を記入。

＜種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例＞

- 当市に初めて申告される方及び全資産申告の方は1月1日現在所有されている全ての資産（全資産）を記入してください。
- 前年に引き続き申告される方は、前年中に取得した資産（増加資産）について記入してください・・・全資産申告の方は必要ありません。

**数量**  
資産の数を記入してください。数えることができない資産は1式と読み替えて記入。

**取得年月**  
資産を取得した年月を記入してください。「年号」は平成が4、昭和が3になります。

**取得価額**  
資産を取得又は支出すべき金額（付帯費を含む）を記入。※圧縮記帳は認められていませんので圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

**耐用年数**  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。なお、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入。

**資産の種類**

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

**資産コード**  
特に記入はしないでください。

**資産の名称等**  
資産の名称を記入。

平成29年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち		
所有者コード												龍ヶ崎市役所 株式会社		枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		フェンス設置工事	1	4	28	4	3,000,000	10	0.897	2,691,000			2,691,000	3・2	
02	1		アスファルト舗装工事	1	4	28	4	2,000,000	10	0.897	1,794,000			1,794,000	3・4	
03	2		粉砕機	1	4	28	5	7,000,000	12	0.912	6,384,000			6,384,000	3・2	
04	6		事務所エアコン設置	1	4	28	6	4,000,000	6	0.840	3,360,000			3,360,000	3・4	
05	6		ネットワーク構築工事	1	4	28	7	2,000,000	10	0.897	1,794,000			1,794,000	3・2	
06	6		壁面サイン	1	4	28	7	3,000,000	5	0.815	2,445,000			2,445,000	3・4	
07															1・2	
08															3・4	
09															1・2	
10															3・4	
11															1・2	
12															3・4	
13															1・2	
14															3・4	
15															1・2	
16															3・4	
17															1・2	
18															3・4	
19															1・2	
小計				6				21,000,000			18,468,000			18,468,000		

記載例は、平成28年中に取得した資産を「平成29年度分」の申告として計算していますので、1年目の減価残存率を乗じて価格及び課税標準額を算出しています。

**増加事由**  
該当する事由に○をつけてください。  
1. 新品取得 2. 中古品取得  
3. 移動による受入れ 4. その他

**減価残存率・価額・課税標準額**  
この手引きの5ページ「償却資産の評価と税額の計算方法について」を参照し記入してください。  
※課税標準の特例を受けていない資産は価額と課税標準額は同じになります。

**摘要**  
課税標準の特例資産がある場合、税法〇〇条〇〇項等と記入。

＜種類別明細書（減少資産用）の記載例＞

- 前年に引き続き申告される方は、前年中に減少した資産（減少資産）について記入してください。
- 全資産申告の方は、この明細書の提出は必要ありません。

**数量**  
減少した資産の数を記入。

**取得年月**  
減少した資産を取得した時の年月を記入してください。「年号」は平成が4、昭和が3になります。

**取得価額**  
減少した資産の取得価額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、枠内上段に取得価額を記入し横線を引き、枠内下段に減少後の価額を記入。

**資産の種類**

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

**抹消コード**  
特に記入はしないでください。

**資産の名称等**  
減少した資産の名称を記入。

**耐用年数**  
減少した資産の耐用年数を記入。

**申告年度**  
特に記入はしないでください。

**減少の事由及び区分**  
該当する事由に○をつけてください。  
1. 売却 2. 減失  
3. 移動 4. その他  
↓  
1. 全部 2. 一部

**種類別明細書（減少資産用）**

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		枚のうち 枚目			
行 番 号	資産の 種類	抹消コード	資産の 名称等	数 量	取得年月			取得 価額	耐用 年数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要		
					年 号	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他		1 全部	2 一部
01	1		アスファルト舗装	1	4	10	5	3,000,000	10		○	○	○	○	○	○	
02	2		粉砕機	1	4	15	5	5,000,000	12		○	○	○	○	○	○	
03	3		壁面サイン	1	4	18	6	4,000,000	5		○	○	○	○	○	○	
04																	
05																	
06																	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
<b>小計</b>				<b>3</b>				<b>12,000,000</b>									